

子育て・子育て支援情報 31

問合せ先 市役所子ども育成グループ
☎52-1111(内線362・363)
Eメール ikusei@city.takahama.lg.jp

市役所子ども育成グループから、子育て・子育て支援に関する情報を毎月1日号で、お知らせします。

子どもに関わるボランティアを募集しています

食育ボランティア

食を通して、子どもたちに「楽しい」「おいしい」「うれしい」を伝える食育ボランティアを募集しています。

いろいろな活動を通して、子どもたちに食の大切さを伝えていきます。ボランティアの内容は、次のとおりです。

- ・保育園や幼稚園、学校などでの食育活動



中・高校生の居場所「バコハ」スタッフ募集

市では、勤労青少年ホーム内に中・高校生の居場所「バコハ」を設置しています。バンドのできる防音室等を設置し、中学生の活動をサポートしています。

◆中高生スタッフ募集

バコハでは、中高生のスタッフで、毎週金曜日に会議を行いながら運営しています。

日常の居場所の運営だけでなく、防音室の利用者説明会の開催、自主的なイベントの実施、地域で開催されるイベントへの参加など、楽しみながらいろいろなことに取り組んでいます。

「こんなこと、できたらいいな」という思いを実現できるのが、中・高校生の居場所「バコハ」です。スタッフとして「バコハ」づくりに参加してみませんか。

次のとおりです。

- ・スタッフ会議でのアドバイス
- ・行事の企画、運営サポート
- ・防音室利用者説明会の補助
- ・特技(楽器演奏、パソコンなど)をいかした指導

問合せ先
市役所子ども育成グループ
☎52-1111(内線362)
FAX 52-11110
E-mail ikusei@city.takahama.lg.jp



カワラッキーの月がわりレシピ

子ども食育マスケットキャラクターのかわらけ人カワラッキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつづくりの一部を紹介します。

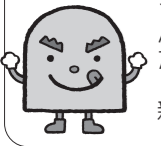
家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんと一緒に作ってみてください。

◆アップルポテト
材料(1人分) さつま芋60g
りんご20g 砂糖1.5g、バター2g 塩少々

作り方
①さつま芋とりんごの皮をむいて、5mm程度の厚さに切る。
②さつま芋とりんごを交互に重ねて、水、砂糖、塩を入れて火にかける。
③沸騰したら中火にし、バターを入れる。
④さつま芋がやわらかくなるまで煮る。

カワラッキーから一言

さつま芋は寒いところが苦手だから、冷蔵庫に入れるとしもやけを起こして、黒くなってしまっただ。新聞紙に包んで、日の当たらない暗い所に置いてね。



コラム

たかはま子ども市民憲章

子どもをとりまく厳しい状況が続いているなか、地域で子どもを支援していく子ども施策・事業のあり方やまちづくりの展望を見出すために、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムが10月26日・27日、中央公民館で開催されました。北海道から九州まで50自治体、約660人が参加しました。いろいろな自治体あるいは市民・NPOが知恵をしぼり協働しながら、子ども施策を展開していました。

(この自治体シンポの資料は子ども未来部子ども育成グループに問い合わせください。報告集は『子どもの権利研究』12号(日本評論社、近刊)に掲載されま



子ども支援と子どもにやさしいまちづくり

荒牧重人氏

子どもをめぐる事件や問題が起こるたびに、親や家庭が問題だ、学校がダメだ、地域の教育力が落ちたと、批判や責任の押し付け合いがされます。しかし、それで問題が解決するわけではありません。もちろん原因の分析は大切ですが、どこがうまくいっていない場合、あるいは子どもの成長にふさわしくない場合は、他で代替したり補ったりできるよう、まち全体が子どもの成長を支えるようにしていくことが重要になっていきます。

その際、「ユニセフが展開している「子どもにやさしいまち」を踏まえることが大切です。これは、子どもにかかわる世界基準である国連・子ども(児童)の権利条約を自治体において実現しようという取り組みです。そこでは、子どもの参加、相談・救済のための独自のしくみ・活動、条例の制定、総合的な子ども計画の策定、行政の総合的な調整、子どものための予算編成、子ども施策の影響評価、子ども白書の作成、子どもの権利の周知などが鍵になる要素としてあげられています。

子どもの権利を尊重した支援
子どもの権利という、わがまを助長するとか、義務を果たせというような意見が出てきます。しかし、子どもの「わがままな」言動と権利の主張とを無理やり結びつけてはいけません。また、権利には義務が伴うと言いますが、子どもの権利に対応するのは、法的には子どもの義務ではなく、それを保障する国・自治体の義務や親などの義務です。子どもの権利は、子どもの自己肯定感・自尊心(自分のことが好き、自分が大切にされていると思う、社会のなかで価値ある存在だと思える等々)を高め、子どもが自己実現をしていくうえで不可欠なものです。子ども同士や子どもとつながり良好な関係を築いていく上で大切なものです。

子どもたちの思いや願いとおとなの考えや行動にズレがあります。このようなズレはいつの時代でもありますが、問題はズレがあるにもかかわらず、おとな側の考えや視点だけで取り組みが進められることです。子どもはこうあるべきだとか、今どきの子どもは……とか決めつけず、子どもの思いや意見にきちんと向き合い、それらを受けとめることが大切です。

たかはま「子ども市民憲章」をもとに

「子どもにやさしいまち」は、けつして子どもを甘やかすものではなく、子どもを権利の主体としてとらえ、本来持っている権利を尊重し保障することにより、子どもが豊かに成長していくことができるまちです。もっと子どもを信頼し、社会の一員として位置づけ、参加できるようなまちづくりが望まれます。高浜市は子どもとともに「子ども市民憲章」をつくっています。これをもとに、身近なところから着実に「子どもにやさしいまち」の具体像を創り上げ、子どもを支援していきましょう。高浜の子どもたちが安心して、そして自信を持って生き生きと生活していくために。

略歴
山梨学院大学法科大学院教授・研究科長(憲法、子ども法専攻) 子どもの権利条約総合研究所事務局長
子どもの権利条約NGOレポー卜連絡会議責任者
川崎市子どもの権利委員会委員長など。